**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第四十九号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
環境省
国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十九年三月十三日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—393	ニューホランド281	日本ニューホランド株式会社	北海道札幌市中央区北一条西十三丁目4番地
NS—394	ニューホランド291	〃	〃
NS—395	ニューホランド221	〃	〃
NS—396	ニューホランド331	〃	〃
NS—442	ニューホランドL160	〃	〃
NS—443	ニューホランドL170	〃	〃
NS—444	ニューホランドL185	〃	〃
NS—448	ニューホランドKA	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五十号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
環境省
国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき株式会社ＫＡＴＯ　ＨＩＣＯＭから、承認事業者の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十九年四月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

1．変更する承認事業者の名称

新

株式会社ＫＡＴＯ　ＨＩＣＯＭ

旧

ＩＨＩ建機株式会社

2．変更年月日

平成28年11月25日

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五十一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
環境省
国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づきキャタピラー・ソリューション・エンジニアリング株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十九年四月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

1．変更する承認事業者の住所

新

神奈川県高座郡寒川町一之宮七丁目11番1号

旧

神奈川県相模原市中央区田名3700番地

2．変更年月日

平成28年4月1日

○環境省告示第三十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十三日

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○　農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和四十六年三月二日農林省告示第三百四十六号）（抄）

改正後	改正前
一　当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第三条第一項第四号（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。 イ　法第二条第二項第三号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づく規格（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく	一　当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第三条第一項第四号（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。 イ　法第二条第二項第三号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づく規格（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく